

## ◎独立行政法人日本学術振興会法の一

### 部を改正する法律

(平成二十三年四月二十七日法律第二三号)

#### 一、提案理由(平成二十三年四月六日・衆議院文部科学委員)

○高木国務大臣 このたび、政府から提出いたしました独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案について、その提案理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

科学研究費補助金は、全国の大学等の研究機関に所属する研究者による、幅広い分野の学術研究に対して助成を行う研究助成制度であり、その配分業務の多くを独立行政法人日本学術振興会が実施しております。

科学研究費補助金は、現行制度上は単年度ごとに助成を行うこととされておりますが、学術研究は、その性質上、事前に定めた研究計画のとおり遂行されるには限らないことから、研究の進展に合わせて研究費を使用することができるとの制度の実現が強く要望されています。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

また、平成二十一年に独立行政法人日本学術振興会に基金を創設する際には、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議においても、科学研究費補助金等に関し、「基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にするよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。」と全会一致で決議されたところであります。

このために、この法律案は、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人日本学術振興会は、学術の研究に關し必要な助成を行う業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの等に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は毎年度、予算の範囲内において、独立行政法人日本学術振興会に対し、当該基金に充てる資金を補助することができるものとするものであります。

第二に、独立行政法人日本学術振興会は、学術研究助成基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理

しなければならないものとするものであります。

第三に、独立行政法人日本学術振興会は、毎事業年度、学術研究助成基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いをいたします。

## 二、衆議院文部科学委員長報告(平成二三年四月一五日)

○田中真紀子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、日本学術振興会は、学術研究の助成に係る業務のう

ち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの等に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は、毎年度、予算の範囲内において、日本学術振興会に対し、当該基金に充てる資金を補充することができること、

第二に、日本学術振興会は、学術研究助成業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないこと、

第三に、日本学術振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は、当該報告書に意見をつけて国会に報告しなければならないこと  
などであります。

本案は、去る五日本委員会に付託され、翌六日高木文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月二三日)  
政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本制度について、研究機関及び研究者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な運用に最大限努力すること。
  - 二 基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金をはじめとする研究予算の確保に努めるとともに、制度改正後における科学研究費補助金の執行状況等を踏まえて基金化による効果を検証し、必要に応じて、基金対象の拡大を含めた制度の改善を図ること。
  - 三 科学研究費補助金の執行について、不正使用防止対策を徹底し、その適正な執行を図ること。
  - 四 将来を担う若手研究者の育成の重要性に鑑み、若手研究者を対象とする科学研究費補助金の研究種目については、採択率の向上に努めること。
  - 五 東日本大震災で被害を受けた大学等及び独立行政法人の研究施設・設備の早期復旧に万全を期すること。
- 三、参議院文教科学委員長報告(平成二十三年四月二〇日)
- 二之湯智君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
- 本法律案は、学術の振興を図るため、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会に、

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

- 学術研究の助成に関する業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであります。
- 委員会におきましては、研究費予算の一層の充実、基金化の意義、研究費の不正防止策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
- 質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
- なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。
- 以上、御報告申し上げます。
- 附帯決議(平成二十三年四月一九日)
- 政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一、学術研究助成基金について、研究機関及び研究者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な運用に最大限努力すること。
  - 二、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金を始めとする研究予算の確保に努めるとともに、制度改正後における科学研究費補助金の執行状況等を踏まえて基金化による効果を検証し、必要に応じて、基金対象の拡大を含めた制度の改善を図ること。

- 三、科学研究費補助金の執行について、不正使用防止対策を徹底し、その適正な執行を図ること。
  - 四、将来を担う若手研究者の育成の重要性に鑑み、若手研究者を対象とする科学研究費補助金の研究種目については、採択率の向上に努めること。
  - 五、国民の安全・安心を確保する見地から、災害及び原子力安全に関する研究を充実するとともに、広く国民への情報提供に努めること。
  - 六、東日本大震災で被害を受けた大学等及び独立行政法人の研究施設・設備の早期復旧に万全を期すること。
- 右決議する。